



金 沢 市 公 報

第 2 9 6 5 号

平成31年(2019年)3月11日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ	
● 告 示		○教育委員会の教育長又は委員の解職の請求の場合における署名者の最低数について (") 5
○自転車等を移動し、保管したことについて (歩ける環境推進課)	1	○合併協議会の設置の請求の場合における署名者の最低数について (") 5
○自転車等を撤去し、保管したことについて (")	2	○合併協議会設置協議に係る住民投票の請求の場合における署名者の最低数について (") 5
○土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧について (資産税課)	3	● 消防局公告
○地縁による団体の告示された事項の変更について (市民協働推進課)	3	○消防車のサイレンの使用について (警 防 課) 5
○児童福祉法の規定による事業者の指定について(2件) (障害福祉課)	3	● 公営企業告示
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による事業者の指定について (")	4	○金沢市ガス供給条例の規定に基づく調整単位料金の算定について (経営企画課) 6
● 公 告		○金沢市液化石油ガス供給条例の規定に基づく調整単位料金の算定について (") 6
○金沢農業振興地域整備計画の変更について (農業水産振興課)	4	● 公営企業公告
○開発行為に関する工事の完了について (建築指導課)	4	○指定給水装置工事事業者の指定について (企業総務課) 6
● 選挙管理委員会告示		○指定給水装置工事事業者の給水装置工事の事業の廃止について (") 7
○条例の制定又は改廃及び監査の請求の場合における署名者の最低数について (選挙管理委員会)	4	○下水道排水設備工事事業者の指定について (") 7
○議会の解散並びに議員、長、副市長、選挙管理委員及び監査委員の解職の請求の場合における署名者の最低数について (")	5	○下水道排水設備工事事業者の指定の取消しについて (") 7

告 示

●金沢市告示第57号

金沢市自転車等駐車場条例(平成3年条例第1号)第11条第1項(同条例第17条第3項において準用する場合を含む。)の規定により自転車等を移動し、保管したので、金沢市自転車等駐車場条例施行規則(平成3年規則第3号)第7条(同規則第13条において準用する場合を含む。)の規定により次のとおり告示します。

平成31年3月11日

金沢市長 山 野 之 義

- 移動し、保管した自転車等が駐車してあった駐車場又は暫定自転車等駐車場の名称
 金沢市営金沢駅第1自転車駐車場
 金沢市営金沢駅第2自転車駐車場
 金沢市営金沢駅第3自転車駐車場
 金沢市営金沢駅東自転車駐車場

- 金沢市営金沢駅西広場地下自転車駐車場
- 金沢市営本町2丁目自転車駐車場
- 金沢市営西金沢駅東自転車駐車場
- 金沢市営西金沢駅西自転車駐車場
- 金沢市営東金沢駅東自転車駐車場
- 金沢市営東金沢駅西自転車駐車場
- 金沢市営森本駅東第1自転車駐車場
- 金沢市営森本駅西自転車駐車場
- 金沢市営野町駅前自転車駐車場
- 金沢市営馬替駅前自転車駐車場
- 金沢市営額住宅駅前自転車駐車場
- 金沢市営乙丸駅前自転車駐車場
- 金沢市営蚊爪駅前自転車駐車場
- 金沢市営木越団地自転車駐車場
- 金沢市営鳴和バス停前自転車駐車場
- 金沢市営若松バス停前自転車駐車場
- 金沢市営香林坊地下自転車駐車場
- 金沢市営柿木畠自転車駐車場
- 金沢市営片町広場自転車駐車場
- 金沢市営金沢駅西暫定自転車駐車場

2 移動し、保管した自転車等の台数

- 自転車 141台
- 原動機付自転車 1台

3 自転車等を移動し、保管した日

平成31年2月1日から同月28日まで

4 移動し、保管した自転車等の返還を申し出る場所

- 金沢市此花町3番2号
- 公益財団法人金沢まちづくり財団

5 移動し、保管した自転車等を返還する日時及び場所

日時 平成31年3月11日から同年6月10日まで

午前10時から午後7時まで

場所 金沢市問屋町2丁目95番地

金沢市自転車等保管庫

●金沢市告示第58号

金沢市自転車等の駐車対策及び放置防止に関する条例（平成6年条例第45号）第6条第2項及び第7条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第9条第1項の規定により次のとおり告示します。

平成31年3月11日

金沢市長 山 野 之 義

1 撤去し、保管した自転車等を撤去した場所及び台数

撤去し、保管した自転車等を撤去した場所	撤去し、保管した自転車等の台数			
金沢駅前自転車等放置禁止区域	自	転	車	3台
竪町地区自転車等放置禁止区域	自	転	車	1台
小坂町地内	自	転	車	2台
古府2丁目地内	自	転	車	1台
西念4丁目地内	自	転	車	2台
粟崎町地内	自	転	車	1台

東長江町地内	自 転 車	1 台
千木町地内	自 転 車	1 台
三馬3丁目地内	自 転 車	1 台
新保本1丁目地内	自 転 車	1 台

- 2 撤去し、保管した自転車等を撤去し、保管した日
平成31年2月1日から同月28日まで
- 3 撤去し、保管した自転車等を返還する期間及び場所
- (1) 期間
平成31年3月11日から同年9月10日まで
- (2) 場所
金沢市問屋町2丁目95番地
金沢市自転車等保管庫

●金沢市告示第59号

地方税法（昭和25年法律第226号）第416条の規定により、平成31年度分の固定資産税に係る土地又は家屋の価格等を記載した土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を次のとおり納税者の縦覧に供します。

平成31年3月11日

金沢市長 山 野 之 義

縦 覧 場 所	縦 覧 期 間	縦 覧 時 間
金沢市広坂1丁目1番1号 金沢市総務局資産税課	平成31年4月1日から同年5月7日まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。）	午前9時から午後5時45分まで

●金沢市告示第60号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成31年3月11日

金沢市長 山 野 之 義

区 分	変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
東蚊爪町会	代表者の氏名及び住所	小川 祥夫 金沢市東蚊爪町チ170番地	庄田 吉成 金沢市東蚊爪町ヌ19番地5	平成31年1月27日

●金沢市告示第61号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の5の25の規定により告示します。

平成31年3月11日

金沢市長 山 野 之 義

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	障害児通所支援の種類	主たる対象者	指 定 年月日
1750102749	「ゆしゃ」	金沢市油車41番地 新竪町ビル1階	医療法人財団 医王会	金沢市田上本 町ヨ24番地5	児童発達支 援	特になし	平成31年 2月1日

●金沢市告示第62号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の26第1項第1号の規定により指定障害児相談支援事業者として次の

とおり指定したので、同法第24条の37の規定により告示します。

平成31年3月11日

金沢市長 山 野 之 義

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	主たる対象者	指 定年月日
1770102844	金沢ゆとり学園 ことり教室	金沢市泉野出町3 丁目14番26-1号	一般社団法人金沢 ゆとり学園	金沢市富樫2丁目 5番42-1号	特定なし	平成31年 3月1日

●金沢市告示第63号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号の規定により指定特定相談支援事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の30第2項の規定により告示します。

平成31年3月11日

金沢市長 山 野 之 義

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	相談支援の種類	主たる対象者	指 定年月日
1730104989	金沢ゆとり学 園 ことり教 室	金沢市泉野出 町3丁目14番 26-1号	一般社団法人 金沢ゆとり学 園	金沢市富樫2 丁目5番42- 1号	計画相談 支援	身体障害者 (肢体不自由) 障害児	平成31年 3月1日

公 告

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第1項の規定により、金沢農業振興地域整備計画を平成31年3月11日に変更したので、同条第4項において準用する同法第12条の規定により公告し、当該変更後の金沢農業振興地域整備計画書を金沢市農林水産局農業水産振興課において縦覧に供します。

平成31年3月11日

金沢市長 山 野 之 義

次の開発行為に関する工事が完了し、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告します。

平成31年3月11日

金沢市長 山 野 之 義

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名	公共施設の種類の種類 位置及び区域
金沢市弥勒町力138番3、138番4、139番3、139番4、157番及び158番並びに金沢市所管の法定外公共物の一部	金沢市春日町2番11号 的場 恵子	道路 金沢市弥勒町力138番3、138番4、139番3及び139番4並びに金沢市所管の法定外公共物の一部

選挙管理委員会告示

●金沢市選挙管理委員会告示第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数（条例の制定又は改廃及び監査の請求の場合における署名者の最低数）を、同法第74条第5項及び同法第75条第5項において準用する同法第74条第5項の規定により次のとおり告示します。

平成31年3月11日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

7,543人

●金沢市選挙管理委員会告示第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（議会の解散並びに議員、長、副市長、選挙管理委員及び監査委員の解職の請求の場合における署名者の最低数）を、同法第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項においてそれぞれ準用する同法第74条第5項の規定により次のとおり告示します。

平成31年3月11日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

125,711人

●金沢市選挙管理委員会告示第12号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（教育委員会の教育長又は委員の解職の請求の場合における署名者の最低数）を、同条第2項において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第86条第4項において準用する同法第74条第5項の規定により次のとおり告示します。

平成31年3月11日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

125,711人

●金沢市選挙管理委員会告示第13号

市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項及び第5条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数（合併協議会の設置の請求の場合における署名者の最低数）を、同条第30項において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項の規定により次のとおり告示します。

平成31年3月11日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

7,543人

●金沢市選挙管理委員会告示第14号

市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第11項及び第5条第15項の規定による選挙権を有する者の総数の6分の1の数（合併協議会設置協議に係る住民投票の請求の場合における署名者の最低数）を、同条第30項において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項の規定により次のとおり告示します。

平成31年3月11日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

62,856人

消 防 局 公 告

消防訓練のため、次により消防車のサイレンを使用します。

平成31年3月11日

金沢市消防長 清 瀬 守

場 所 金沢市中央消防署管轄区域内（太陽が丘1丁目地内）

日 時 平成31年3月20日（水） 午後3時から午後3時30分まで

公 営 企 業 告 示

●金沢市公営企業告示第6号

金沢市ガス供給条例（昭和60年条例第48号）第20条の3第1項（金沢市ガス供給に関する規程（昭和60年公営企業管理規程第5号）第27条第7項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定に基づき、調整単位料金を算定したので、同条例第20条の3第3項の規定により、次のとおり告示します。

平成31年3月11日

金沢市公営企業管理者 桶 川 秀 志

1 平成30年11月1日から平成31年1月31日までの原料の平均価格等

- (1) 1トン当たり液化天然ガス平均価格 64,460円
 (2) 1トン当たり液化プロパン平均価格 60,560円
 (3) 1トン当たり平均原料価格 64,470円

2 原料価格変動額 25,000円

算式 89,530円（1トン当たり基準平均原料価格）－ 64,470円（1トン当たり平均原料価格）＝ 25,000円（100円未満切捨て）

3 1立方メートル当たり調整単位料金の額

算式 基準単位料金の額－25,000円（原料価格変動額）／ 100円×0.082円

この結果、平成31年4月1日から同月30日までに検針する分に適用される調整単位料金の額は、基準単位料金の額から20.50円を減算した額になります（小数点第3位以下切上げ）。

●金沢市公営企業告示第7号

金沢市液化石油ガス供給条例（昭和63年条例第5号）第20条の3第1項の規定に基づき、調整単位料金を算定したので、同条第3項の規定により、次のとおり告示します。

平成31年3月11日

金沢市公営企業管理者 桶 川 秀 志

1 平成30年11月1日から平成31年1月31日までの平均原料価格

1トン当たり 60,560円

2 原料価格変動額 25,700円

算式 86,340円（1トン当たり基準平均原料価格）－ 60,560円（1トン当たり平均原料価格）＝ 25,700円（100円未満切捨て）

3 1立方メートル当たり調整単位料金の額

算式 基準単位料金の額－25,700円（原料価格変動額）／ 100円×0.204円

この結果、平成31年4月1日から同月30日までに検針する分に適用される調整単位料金の額は、基準単位料金の額から52.43円を減算した額になります（小数点第3位以下切上げ）。

公 営 企 業 公 告

金沢市水道給水条例（昭和29年条例第28号）第7条の2の規定により平成31年3月1日に次の者を指定給水装置工事事業者として指定したので、金沢市指定給水装置工事事業者規程（平成9年公営企業管理規程第12号）第9条の規定により公告します。

平成31年3月11日

金沢市公営企業管理者 桶 川 秀 志

指定番号	商号又は法人名	営業所の所在地
390	開田管設株式会社	金沢市寺中町へ25番地2
606	株式会社エスダッシュ金沢	河北郡内灘町字向栗崎2丁目300番地

金沢市指定給水装置工事事業者規程（平成9年公営企業管理規程第12号）第6条の規定により次の指定給水装置工事事業者から給水装置工事の事業を廃止した旨の届出があったので、同規程第9条の規定により公告します。

平成31年3月11日

金沢市公営企業管理者 桶 川 秀 志

指定番号	商号又は法人名	営業所の所在地	届出年月日
390	開田管設	金沢市寺中町へ25番地2	平成31年2月28日
109	株式会社ヒジマ風呂	金沢市笠舞1丁目8番44号	平成31年1月31日

金沢市下水道排水設備工事事業者の指定等に関する規程（平成13年公営企業管理規程第3号）第5条第1項の規定により平成31年3月1日に次の者を下水道排水設備工事事業者として指定したので、同規程第11条の規定により公告します。

平成31年3月11日

金沢市公営企業管理者 桶 川 秀 志

指定番号	商号又は法人名	営業所の所在地
341	開田管設株式会社	金沢市寺中町へ25番地2

金沢市下水道排水設備工事事業者の指定等に関する規程（平成13年公営企業管理規程第3号）第10条第1項の規定により次の者の下水道排水設備工事事業者としての指定を取り消したので、同規程第11条の規定により公告します。

平成31年3月11日

金沢市公営企業管理者 桶 川 秀 志

指定番号	商号又は法人名	営業所の所在地	取消年月日
341	開田管設	金沢市寺中町へ25番地2	平成31年2月28日

平成31年(2019年)3月11日 印刷
平成31年(2019年)3月11日 発行
定価 120円

発行人
発行所
印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
(株) 共 栄